

『（仮称）北海道札幌新定時制高等学校』及び『札幌市立中央幼稚園』整備等事業』に対する質問への回答

対象書類

基本協定書案

No	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	条	項	号		
1	第3条 事業予定者の設立	1	3	1		第3条前文の「乙は、遅くとも本件特定事業契約の締結日までに…」とあるのは「乙は、遅くとも本件特定事業契約に係る仮契約の締結日までに…」の意味でしょうか。	お考えのとおりです。
2	資本金について	2	3	1	(2)	「事業予定者の資本金は 円以上とする。」となっておりますが、 の数字は後日決まるということでしょうか。	落札者が入札書類において提案した金額を記入します。
3	第4条 株式の譲渡	2	4	1		「甲の書面による事前の承諾を得た場合」とありますが、構成員の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の一切の処分については、基本的に甲の書面による承諾は得られるとの理解でよろしいでしょうか。得られない場合があるとすれば、具体的にどのような状況が想定されますでしょうか。	乙の構成員が甲に対して承諾を求める処分の内容、理由、条件等により判断します。
4	第4条 株式の譲渡	2	4	1		「甲の書面による事前の承諾を得た場合」とありますが、構成員が、貴市の指名停止措置を受ける可能性が高くなったことに伴い、本件特定事業契約の本契約不締結を避けることのために株式を譲渡する場合、甲の書面による事前の承諾は得られるでしょうか。	株式の譲渡、担保権の設定等については、乙の構成員が甲に対して承諾を求める処分の内容、理由、条件等により判断します。
5	事業契約の不締結について	3	8			本条項に記載されている内容は、本件PFI事業の事業者選定に際し、応募者が（1）から（4）の各号に該当した場合、本条の適用を受けるものと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
6	本件特定事業契約の不締結	3	8			1項「本特定事業契約の締結に関して～」、2項「本基本協定にかかる～」とありますが、いずれも「（仮称）北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備事業を意味するという理解でよろしいでしょうか。	第1項の本件特定事業契約は、本事業に係る事業契約、第2項の基本協定は、本事業に係る基本協定を意味します。
7	事業契約の不締結	3	8	1、2		第1項「本件特定事業契約の締結に関して・・・」（1）～（4）が生じた時とあり、第2項では「本基本協定に係る入札に関し・・・」とありますが解釈に違いがあるのでしょうか。	概ね両者に違いはありませんが、第1項が事業契約の締結について規定し、第2項は違約金の徴収について規定し、それぞれ規程の内容が異なるため異なる表現となります。
8	事業契約の不締結	4	8	2		「本基本協定に係る入札」以外の物件において（1）～（4）に該当した場合は8条に該当しないと考えるよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。第8条には該当しません。
9	本件特定事業契約の不締結について	4	8	2		この条項のリスクは過大であり、参加を断念せざるを得ない企業の発生が予想されます。参加者が限定され、参加表明がなかった場合及び1グループしか参加表明がなされなかった場合、どのような取り扱いになりますか。	参加表明がなかった場合には、本入札は不調となります。その後については、不調となった原因を踏まえて決定します。1グループしかなかった場合には、落札者選定基準に従って審査を行い、審査委員会が最優秀提案者に選定されれば、当該グループが落札者となります。
10	本件特定事業契約不調の場合の処理について	4	9	2			

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	条	項	号			
11	事業契約の不締結、不調の場合の処理	4	8、9	2			8条(1)～(4)に該当する場合、8条「10分の2」の金額と9条「100分の10」の双方を合わせて支払う場合もあるということでしょうか。	本入札に関し、第8条第1項各号の事由が生じ、事業契約が締結されなかったときは、第8条第2項のみ適用されるものとします。
12	本件特定事業契約不調の場合の処理	4	9	2			「乙の責めに帰すべき事由」とは、具体的にどのような事由を想定しているのでしょうか。	乙の構成員や協力企業が、本入札以外の案件で不祥事があり、指名停止の措置を受けた結果、契約が締結できなかった場合などが考えられます。
13	本件特定事業契約不調の場合の処理	4	9	2			「落札金額の100分の10」の根拠についてご教示ください。また、「違約金として支払うよう請求することができる」とありますが、どのような判断基準で決めるのかご教示ください。	乙の責めに帰すべき事由によって本件特定事業契約の本契約の締結に至らなかった場合には、入札のやり直しや、新校舎供用開始遅延に伴う代替校舎確保の費用などがかかることが想定されます。それらの金額を想定して、「落札金額の100分の10」と想定しました。請求の判断基準は、市の受ける損害のレベルを想定しています。
14	本件特定事業契約不調の場合の処理	4	9	2			本事業は落札から本契約迄に約3ヶ月あります。その間に発生した不測の事態による違約金100分の10は事業者にとって重い処分と考えます。2項の削除は不可能でしょうか。	第9条第2項中「100分の10に相当する」を「100分の10を上限とする」に修正します。
15	不調の場合の処理	4	9	2			基本協定締結後、議会で落札者との契約に関する議案が否決された場合も第9条に該当し、100分の10の違約金を請求されることがあるのでしょうか。	議案が否決された時の理由にもよりますが、「乙の責めに帰すべき事由」が認められれば、請求の可能性はあります。
16	責任について	4	9	2			乙の責任を果たす義務についての記載はありますが、特定事業契約約款のように、甲の責めについても記載がないのはどのような理由からでしょうか。(本協定第1条と相反すると思われる。)	「乙の責めに帰すべき事由」がなければ、甲は特定事業契約書(案)に基づいて乙と契約を締結しますので、甲の責めについて記載する必要はありません。
17	不調の場合の処理	4	9	2			「乙の責めに帰すべき事由」には、具体的にどのような場合でしょうか。労働災害に起因する札幌市を含む都道府県、市町村等からの指名停止の措置も含まれるのでしょうか。該当するのであれば基本協定の締結から事業契約の期間まで3ヶ月程度あり、事業者是相当高いリスク負担となることから9条2項の削除は可能でしょうか。	一点目の質問については、具体的事案について個別に判断すべきことなので現時点で具体例はお示しできません。二点目の質問については、「乙の責めに帰すべき事由」に該当すると考えます。三点目の質問(要望)については、No14を参照してください。
18	第9条 本件特定事業契約不調の場合の処理	4	9	2			本項違約金規定は、本件入札に参加する者にとっては、参加の可否を判断する大変重い規定と受け止めています。本項の削除または大幅な見直しをご検討願えないでしょうか。	No14を参照してください。
19	第9条 本件特定事業契約不調の場合の処理	4	9	2			本項に規定されている違約金は、本件特定事業契約の締結に関するものに限定されるとの理解でよろしいでしょうか。そうであれば、その内容を明示した条文(例：前項の規定にかかわらず、本件特定事業契約の締結に関して乙の責めに帰すべき事由により、・・・)に変更して頂けないでしょうか。	No17を参照してください。

No	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	条	項	号		
20	第9条 本件特定事業契約不調の場合の処理	4	9	2		本項の「乙の責めに帰すべき事由」の範囲は、本件特定事業に関するものに限定されると理解いたしました。いかがでしょうか。もし限定されたものでないとされた場合、「乙の責めに帰すべき事由」とは、具体的にどのような事由を想定されているのでしょうか。	No.17を参照してください。
21	第9条 本件特定事業契約不調の場合の処理	4	9	2		本件特定事業以外において、乙が公正取引に係る措置や労働災害（例えば建設現場における死亡事故等）等に伴い、責市から指名停止を受けたことに起因して、本契約締結に至らなかった場合は、本項に規定する「乙の責めに帰すべき事由」には該当せず、違約金の対象にはならないと解釈しますが、いかがでしょうか。	指名停止措置の原因の如何にかかわらず、落札者の構成員又は協力会社が指名停止措置を受けたことが原因で事業契約を締結できなかったときは、本項の適用はあります。 なお、No.22も参照してください。
22	第9条 本件特定事業契約不調の場合の処理	4	9	2		乙の中の1社でも責市の指名停止措置等を受けた場合、「乙の責めに帰すべき事由」として本件事業契約の本契約締結はできなくなるのでしょうか（但し、この1社は、同一業務を2企業（以下A社、B社とし、A社、B社とも単独で担当業務の資格要件あり。）で担当する予定であったA社であるとしします）。 或いは、B社を含む残りの企業にて本契約を締結することはできるのでしょうか（当然、業務遂行上の支障はないとの前提です）。 また、上記の場合について、A社が構成員であった場合と協力会社であった場合で違いはあるのでしょうか。	本市の取り扱いとして落札日以降に指名停止を受けたことをもって、直ちに契約不締結となるわけではありませんが、指名停止を受けたこと自体は「乙の責めに帰すべき事由」となります。 なお、この場合、A社が構成員であっても協力企業であっても違いはありません。
23	有効期間					基本協定書の有効期間は、協定締結日より本契約締結日までで、それ以後は事業契約約款に引き継がれると解釈してよろしいでしょうか。	基本協定書の有効期間は、本事業の終了までです。